

参考 2

牛海綿状脳症（BSE）発生国からの牛受精卵の輸入についての 御意見・情報の募集結果について

1. 実施期間 平成15年12月4日～平成16年1月6日
2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送
3. 提出状況 2通
4. 主な御意見の概要及びそれに対するプリオン専門委員会の回答

意見	御意見・情報の概要	専門調査会の回答
1	<p>日本で確認された全ての BSE 感染牛について、いまだに原因が分からないままの状態であり、とても BSE 発生国からの牛受精卵の輸入を認可する段階にはないといわざるを得ない。</p> <p>輸入受精卵からの病気の拡大も否定できない状況にあり、また、感染母牛から受精卵へは感染しないという見解も確定したものではありません。</p> <p>「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」の範囲に受精卵は入っていないため、BSE 牛が生じたとしても原因不明となる可能性がある。</p> <p>これまでの感染牛の原因を明確にするとともに、新型の BSE や、英国における肉骨粉給餌禁止後に生まれた牛の BSE 例の増加などの新たな事態に対する追究を優先して行うべきである。それら前提となる確認作業を抜きにした、BSE 発生国からの牛受精卵の輸入解禁を認めるわけにはいかない。</p>	<p>農林水産省から意見を求められた本件に係る食品健康影響評価については、牛受精卵を介した BSE の伝達性の可能性について、牛受精卵そのものの BSE の伝達性及び胚の取扱いによる BSE 異常プリオンたん白質の汚染防止の観点から審議が行われ、「現在の知見では、牛受精卵によって BSE が伝達される科学的根拠はなく、国際受精卵移植学会の勧告に従って、採取・取扱われた牛受精卵による BSE のヒトへの食品健康影響は無視できると考える。」との結論が出されたところです。その際、検討された Wrathall らの研究報告では、母牛から子牛への BSE 感染の危険性が最も高いと考えられる BSE を発症した牛から回収された牛受精卵であろうとも BSE 感染性を伝達することはありそうにないと結論付けられています。</p> <p>なお、今回の結果は OIE（国際獣疫事務局）の規約と同様の内容となっています。</p> <p>また、受精卵の情報の管理は管理機関の問題であり、輸入された受精卵及び受精卵に由来する個体を含めた必要な管理がなされるものと承知しています。</p> <p>今後とも、関連情報の収集に努め、新たな科学的知見が得られた場合には、必要に応じて科学的審議を行ってまいります。</p>
2	<p>A.E. WRATHALL らの論文は、受精卵からは BSE が伝達されないであろうことをかなり明確に示されており、科学的に証明されていることなので、BSE 発生国からの牛受精卵の輸入は認めるべき。</p> <p>BSE 発生国であっても、科学的に安全であることが証明された受精卵を輸入することができれば、優秀な遺伝子を導入し続けることができ、これは日本の乳牛にとって非常に重要なことである。</p>	<p>農林水産省から意見を求められた本件については、「現在の知見では、牛受精卵によって BSE が伝達される科学的根拠はなく、国際受精卵移植学会の勧告に従って、採取・取扱われた牛受精卵による BSE のヒトへの食品健康影響は無視できると考える。」との結論が出されたところです。この結果は、食品安全委員会における審議を経て、農林水産省に通知され、それを踏まえて同省において輸入を認める等のリスク管理措置が講じられることとなります。</p>